

石福総第2845号

平成28年4月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

平成28年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供と障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）支給事務に伴う年金受給者リストの収集について（諮問）

臨時福祉給付金支給は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、暫定的・臨時的措置として支給するものです。また障害・遺族年金受給者向け給付金は、国の「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として、障害基礎年金又は遺族基礎年金受給者に給付するものです。

本給付金の給付にあたっては、あらかじめ給付対象者リストを作成し、給付条件に該当する方に直接申請書を送付することが効率的かつ申請者への利便性に配慮した申請手続きであり、対象者が確実に給付金を得られるようにするために非常に効果的であると考えております。

このことから、本給付事務の実施にあたり、給付対象者を抽出するために市民税課税状況データの利用が必要であり、課税状況データの目的外利用及び提供に関しては石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定、また障害基礎年金又は遺族基礎年金受給対象者に関しては日本年金機構から提供される年金受給者リストの収集について、同条例第8条第2項第2号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

- 1 個人情報の目的外利用の内容（課税情報）
別紙
- 2 日本年金機構から収集する主な個人情報の内容
別紙

（保健福祉部福祉総務課・税務課）

別紙

1 個人情報 の 目的外利用 の 内容 (課税情報)

①対象者

市町村民税 (均等割) が課税されていない者

②情報内容

住民税情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号
2	年度	2016
3	世帯番号	
4	申告区分	未申告・それ以外
5	扶養者区分	扶養者・それ以外
6	扶養者宛名番号	扶養者の宛名番号 (扶養関係の判断用)
7	市町村民税 均等割額	

2 日本年金機構から収集する主な個人情報

障害・遺族基礎年金受給者リスト

- ・基礎年金番号
- ・年金コード
- ・生年月日
- ・性別
- ・氏名 (カナ、漢字)
- ・住所 (カナ、漢字)

平成２８年４月１８日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成２８年４月１８日付け石福総第２８４５号をもって諮問のありました、「平成２８年度臨時福祉給付金支給事務に伴う市民税課税状況データの利用及び提供と障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）支給事務に伴う年金受給者リストの収集について」を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。